１社随意契約する理由

件名	山水修第２号 府屋地区簡易水道テレメータ装置修繕
１社随意契約する理由	村上市財務規則第１３３条第３項第２号の規定による。 （性質） 当該監視装置の製造設置業者であり、設置以来下記業者にて修繕等をすべて行っており、他の業者では修繕することが出来ないため、1社随意契約を行うものです。
随意契約の相手方	住　所　　新潟市東区松島１丁目２番８号 業者名　　株式会社ナビック 代表者　　取締役社長　上原　敦